

一般社団法人日本障害者カヌー協会  
諸謝金規程

(目的)

第 1 条

パラリンピックでのメダル獲得に向けて日本パラリンピック委員会（以下、JPC という）の競技力向上事業を円滑に進めるため、諸謝金について定める。

(適用範囲)

第 2 条

本規程は、本協会に所属する強化スタッフ、強化コーチ、外部コーチ、外部トレーナー、その他強化に携わるスタッフ等に支給する諸謝金に適用する。本会役員が強化に関わるスタッフを兼ねている場合は適用の範囲とする。

(支給対象者及び業務内容)

第 3 条

諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、原資が助成事業にある際はその事業の基準に準じた金額を予算の範囲内で支給する。

(支払方法)

第 4 条

諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

(源泉徴収)

第 5 条

本協会は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行い、諸謝金額から差し引いた金額を支給対象者に支払う。

(その他)

第 6 条

助成事業の支払い規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会の議をもって支給金額を決めることが出来る。

(規格外事項)

第 7 条

この規程に定めのない事項については、理事会で決定する。また、委託事業など強化活動以外の案件に関しては、委託先からの支給に準じて支給する。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

改訂 この規程は令和 4 年 3 月 16 日から施行する。